

公営企業型地方独立行政法人の減損会計基準案の基本的な考え方

1 基本的な考え方

- ① 効率的な経営を促す観点から、基本的に企業会計の減損会計基準を採用
- ② 民間企業が委託等を受けて事業を行う場合と同様に、運営費負担金等を営業キャッシュ・フローに算入
※ このため運営費負担金等の積算基礎を中期計画において明確化するよう要請
- ③ その他営利を目的としない等の公営企業型地方独法の特性を踏まえた調整を実施

2 その他の調整内容

① セグメント間財政調整の取扱い

- ・ 利益獲得を目的としていないことから、セグメント間の財政調整を行うことを前提に法人全体の損益収支の均衡を予定しているケースが存在
- ・ 個々のセグメント毎に事業を行う場合、不採算セグメントは負担金等の交付が想定される

⇒ 中期計画にセグメント別収支計画等が定められている場合、減損の兆候の把握等に当たっての損益又はキャッシュ・フローは、当該セグメント別収支計画等に定められた損益又はキャッシュ・フローとの比較を考慮

② 割引前キャッシュ・フローの見積期間の取扱い

- ・ 耐用年数が極めて長期の償却資産による事業を実施(水道・地下鉄等)

⇒ 減損の判定における割引前キャッシュ・フローの見積期間(企業会計は20年まで)を主要な償却資産の経済的残存使用年数までとする

(※法定業務上、土地が単独で独立したキャッシュ・フロー生成単位となることは想定されない)

③ 設立団体が100%の財源措置を行う一般行政施設(特定施設)の減損の取扱い

- ・ 水道事業の消火栓等、一般行政サービス用に取得費全額の財源措置を受けて取得する「特定施設」が存在 (※全額の財源措置という定義上、該当施設は極わずか)
- ・ 特定施設は独立採算の枠外にあり、現行でも損益外減価償却の仕組みが存在

⇒ 取得に充てた長期借入金償還費を全額交付される施設も「特定施設」と位置づけ「特定施設」の減損は、経営成績を適正に示す観点から損益外減損とする

(※特定施設の運営費も設立団体負担であり、時価の下落や災害等の場合を除き、減損は想定されない)

3 実施時期等

- ① 減損については準備期間を考慮し平成22年度から適用(21年度からの早期適用可)
 - ② 承継資産の設立時評価が減損基準に照らし過大だった場合、適正な経営成績を示すため、減損会計基準適用後の最初の事業年度等に損益外減損を認める経過措置
- ※ 中期計画の内容に関わる事項は、次の中期計画からの適用を可能とし、それまでの間は積算の考え方等を設立団体との間で確認することで対応(通知等で周知)